「大和市建築基準法施行細則」の一部改正について
ご意見をお寄せください

市は、建築基準法第１２条に規定する定期報告の対象や報告周期等を定めた「大和市建築基準法施行細則」について、一部改正案を作成しました。

つきましては、みなさんからのご意見を募集するため、次のとおり、意見公募手続き（パブリックコメント）を実施します。

◇募集期間

令和８年９月１日（火曜）～令和８年１０月２日（金曜）（必着）

◇関連資料

・「大和市建築基準法施行細則」の一部改正について」（裏面）

・定期報告対象指定概要

◇意見の提出方法

次のいずれかの方法により、氏名又は法人名等、住所又は所在地及び年代等を明記のうえ、ご意見をお寄せください。

① 窓口持参・郵送（下記の問合わせ先へ）

② ファクスで送信（ファクス番号０４６－２６４－６１０５）

③ オンライン申請（e-kanagawa 電子申請）

（電子申請用二次元コード）

※１．意見を記入する書式は自由です。

※２．ご持参いただく場合は、土・日・祝日を除く、午前８時３０分から午後５時００分までにお越しください。

※３．寄せられた意見の概要とそれに対する市の考え方は、後日市のホームページで公開します。（個々のご意見に対する直接回答はいたしません。）

※４．電話や窓口での口頭による意見は、受け付けておりませんのでご了承ください。

※５．ご記入いただいたご住所等は、個人情報の保護に関する法律に則り、適正に管理し、ご意見の内容にご不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ用させていただきます。

＜お問合せ先＞
〒２４２－８６０１　大和市下鶴間１－１－１　大和市役所４階
大和市　まちづくり部　建築指導課　建築指導係
電　話：０４６－２６０－５４２６（直通）
ＦＡＸ：０４６－２６４―６１０５
時　間：午前８時３０分～午後５時００分（土・日・祝日を除く）

1　背景等

・建築後も適切に維持管理がなされ、建築物の安全性を確保し続けることが重要であることから、建築基準法に基づく定期報告制度により建築物所有者に対し、建築物の状況に関する報告が義務付けられています。

・本市では、適正な定期報告の実施のため、大和市建築基準法施行細則において、報告の対象や周期について定めています。

・これまで、定期報告における建築物の定期調査において、建築物の経年劣化や維持管理の把握のほか、建築設備の作動確認も行うなど、建築設備の定期検査の項目と一部重複がありましたが、国土交通省告示の改正により、それぞれの調査対象の整理及び明確化が行われ、建築物の定期調査については、損傷や劣化状況及び不適切な改修などの確認を中心とした調査項目へと変更になりました。

【国土交通省告示改正】

○改正前

<建築設備報告対象>

建築物定期調査	建築設備定期検査
設置（有無の確認）	
作　動（作動するか）	作　動（基準値への適合）
物品の放置	

○改正後

建築物定期調査	建築設備定期検査
設置（有無の確認）	
作　動（作動するか）	作　動
物品の放置	物品の放置

2　大和市建築基準法施行細則の改正

・告示の改正を踏まえ、建築物の報告周期を毎年から３年毎に見直しを行います。

・また、建築設備の定期報告対象を「定期報告が必要となる建築物に設置された設備」とする見直しを行います。

【大和市建築基準法施行細則改正（案）】

○改正前

<報告周期>

建築物定期調査	建築設備定期検査
毎年	毎年

<建築設備報告対象>

機械換気・機械排煙・可動式防煙壁・非常用照明
建築物の用途に応じて対象の設備を指定（対象外・床面積500㎡超）

○改正後

建築物定期調査	建築設備定期検査
３年毎	毎年

機械換気・機械排煙・可動式防煙壁・非常用照明
定期報告の対象となる建築物に設置された設備を指定（全て）

※定期報告対象建築物：不特定多数の人が利用する建物や自力避難が難しい人が利用する施設
（例）児童福祉設等(床面積 100 ㎡超の部分が地階または３階以上の階にある、または２階の床面積が 300 ㎡以上)

3　施行

令和９年４月１日　　大和市建築基準法施行細則改正施行